

公的研究費等の運営・管理における責任体制が、独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則（機構規則第121号 平成27年1月26日制定）（以下「取扱規則」という。）により、次のとおり定められました。

各責任者等	職名・氏名	担当する業務	備考
コンプライアンス推進責任者	長岡工業高等専門学校 校長		取扱規則第6条
コンプライアンス推進副責任者	一般教育科長	各学科で管理する経費の執行状況確認及び必要に応じた改善指導	取扱規則第6条第3項に基づき任命
同上	機械工学科長	各学科で管理する経費の執行状況確認及び必要に応じた改善指導	同上
同上	電気電子システム工学科長	各学科で管理する経費の執行状況確認及び必要に応じた改善指導	同上
同上	電子制御工学科長	各学科で管理する経費の執行状況確認及び必要に応じた改善指導	同上
同上	物質工学科長	各学科で管理する経費の執行状況確認及び必要に応じた改善指導	同上
同上	環境都市工学科長	各学科で管理する経費の執行状況確認及び必要に応じた改善指導	同上
同上	教育研究技術支援センター長	各学科で管理する経費の執行状況確認及び必要に応じた改善指導	同上
同上	事務部長	不正使用の防止を図るためのコンプライアンス教育の受講状況の管理監督 教職員が執行管理する経費の執行状況確認及び必要に応じた改善指導	同上

※規則等の研究不正に対する取組事項については、下記HPをご覧ください。（（独）国立高等専門学校機構HP）

<http://www.kosen-k.go.jp/kenkyuufusei.html>